

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（令和6年11月公表）	回答（令和6年10月公表）
26	要求水準書（案）	7	1	1.3	(4)			表-2 更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）	*3に「現状（水利使用許可更新前）においても本表の最大取水量の範囲内となるように取水量を制御すること。」とありますが、本事業の開始時は令和8年4月1日で現水利使用許可の更新後となりますので、この記載内容は当てはまらないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）（令和6年10月修正版）のP7の表-2に示すとおり、最大取水量は48,000m <sup>3</sup> /日を想定していますが、同表の*2に示すように、水利使用許可申請の結果、最大取水量は変更になる可能性があるため、最大46,500m <sup>3</sup> /日～48,000m <sup>3</sup> /日の範囲で制御できるようにすることを求めています。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制等	総括代理人が、統括工事責任者及び業務責任者の一方を兼務しない場合は、常駐する必要がないという理解でよろしいでしょうか	現場代理人及び業務責任者は常駐が必要です。そのため、総括代理人及び統括工事責任者が、現場代理人及び業務責任者を兼務する場合は、常駐する必要があります。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	工場製作期間の監理技術者（非専任）と現地据付期間の監理技術者（専任）を分けて別の技術者を配置することは可能でしょうか。	監理技術者については、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、工場製作期間と現地据付期間において、別の技術者を配置することは可能です。	不可です。
213	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	統括工事責任者は設計業務の管理技術者及び現場代理人との兼任を認めるとありますが、各工種の監理技術者との兼任も可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。	ご理解のとおりです。
260	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務に従事する技術者の要件はありますでしょうか。工事監理業務の外部委託は可能でしょうか。	前段について、工事監理支援業務（工事監理業務から名称を変更）を行う管理技術者（技術者から名称を変更）について、資格等の要件は定めていません。後段について、工事監理支援業務を行う管理技術者は、構成企業において配置してください。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
262	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	配置する技術者は、工期途中での変更は可能でしょうか。	工事監理支援業務（工事監理業務から名称を変更）を行う管理技術者（技術者から名称を変更）について、工期途中の変更は可能です。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
270	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が設置する市の補助者・代行者となる技術者は、工種毎（4名）と記載がございますが、工事の段階が各工種に寄ってことなるため配置期間は事業者により設定出来ると考えて宜しいでしょうか。	工事監理支援業務（工事監理業務から名称を変更）の管理技術者（技術者から名称を変更）の配置期間については、事業者から提案していただきますが、協議の上決定します。なお、業務対象は全工種ですが、必ずしも工種毎に個別の技術者を配置する必要はありません。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
273	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務は応募グループの会社であれば、どの社が対応しても良いという理解で宜しいでしょうか。	土木については、本事業の構成企業である設計企業からの選出が基本です。また工事監理業務の名称及び内容を見直します。なお詳細につきましては、同時公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版（最新は令和6年11月修正版）をご確認ください。	土木については、本事業の構成企業である設計企業からの選出が必要です。また工事監理業務の名称及び内容を見直します。なお詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
319	要求水準書（案）	32	2	2.3	(2)	②		建築付帯設備	上記質疑に関連し、建築付帯設備の改修対象となる範囲は、設備更新や耐震改修が行われる範囲（室）のみでよろしいでしょうか。	真野浄水場（真野取水場を含む）、仰木低区配水池及び真野低区配水池の敷地内にある建築機械設備及び建築電気設備はすべて対象です。なお各敷地内にある屋外灯等も含まれます。	真野浄水場（真野取水場を含む）及び仰木低区配水池の敷地内にある建築機械設備及び建築電気設備はすべて対象です。なお各敷地内にある屋外灯等も含まれます。
329	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)		表-16	粉末活性炭接触池	「ア 原水におけるカビ臭物質、ウログレナ等による臭気の発生等の対応を目的に設置するものであり、これらに対して要求する浄水水質が得られる施設とすること。」とありますが、この要求事項は、要求水準書に示される流量、原水引渡条件（臭気、濁度は要求水準書に記載条件、その他については過去10年の実績最大値）のもと、水道法の水質基準を満たすという考えでよろしいでしょうか。	別紙10に示す水道法の水質基準等を踏まえ、浄水及び給水栓水の水安全計画に基づく水質管理目標値を定め、その確保に努める必要があります。なお、原水水質については、DVDで提供しました参考資料の実績値からご判断ください。	別紙10に示す水道法の水質基準に適合している必要があります。なお、原水水質については、DVDで提供しました参考資料の実績値からご判断ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（令和6年11月公表）	回答（令和6年10月公表）
378	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「監視制御装置の持つデータ利活用等を行い、本市職員の日々の業務、事業者の運転維持業務双方の負荷軽減に貢献する付帯機能を2つ以上有すること。付帯機能の内容については事業者提案とする。 （例：水運用支援、設備台帳、水安全計画支援（真野浄水場）、点検支援、電力量削減等）付帯機能と監視制御装置間は常時通信であることは問わない。また、通信、非通信を問わず、マルチベンダ対応に配慮した構成であること。」との記載があります。付帯機能を2つ以上有することとの要求水準ですが、付帯機能の提案する数に上限は無く、提案する付帯機能の数によって評価に差が生じるという理解でよろしいでしょうか。	付帯機能についての提案する数に上限はありません。評価については、ご提案の内容により、判断させていただきます。	ご提案の内容により、判断させていただきます。
379	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「監視制御装置の持つデータ利活用等を行い、本市職員の日々の業務、事業者の運転維持業務双方の負荷軽減に貢献する付帯機能を2つ以上有すること。付帯機能の内容については事業者提案とする。 （例：水運用支援、設備台帳、水安全計画支援（真野浄水場）、点検支援、電力量削減等）付帯機能と監視制御装置間は常時通信であることは問わない。また、通信、非通信を問わず、マルチベンダ対応に配慮した構成であること。」との記載があります。通信の場合のマルチベンダ対応とは、Ether-net、FL-net等の汎用的な通信プロトコルによる接続可と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。他社同士の通信が容易にできる状態、各機能の個別のベンダスイッチが容易な状態等を指します。	ご理解のとおりです。他社同士の通信が容易にできる状態。各機能の個別のベンダスイッチが容易な状態等を指します。
380	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「オ 監視制御設備への取り込み機は、真野浄水場（真野取水場を含む）、真野低区配水池、仰木低区配水池とする。ただし、仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。その他、浄水管理センターシステム、加圧系システム（以下、既存システムという。）への取込みは、並立若しくは刷新するかは事業者提案とするが、既存システムの運用や保守に悪影響を与えないものとする。」との記載があります。並立、刷新の内容により、技術評価点に相違がある場合、評価基準をご提示ください。また、刷新の定義をご教示ください。	前段の並立、刷新により技術評価することは、想定していません。ご提案内容により、評価させていただきます。後段の刷新の定義は、既設を取り込むシステムとご理解ください。なお必要以上の改造は不要と考えています。	前段の並立、刷新の内容による評価点の相違はありません。ご提案内容により、評価させていただきます。後段の刷新の定義は、既設を取り込むシステムとご理解ください。なお必要以上の改造は不要と考えています。
506	要求水準書 （案）	57	2	2.6	(1)	④	(イ)	表-23 業務終了時 施設機能確認書	事業終了の90日前までに提出する必要がありますが、事業契約が途中解約又は契約解除となった場合の提出方法はどのようになるのでしょうか。	事業契約が途中解約又は契約解除となった場合、通常の事業終了と同様に、施設機能確認書を提出していただきます。ただし提出時期等については、協議により定めま	後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
539	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	④		保安巡視業務	既存施設のITVや機械警備の設備については、受託者が新たに設置するのではなく、既に貴市が設置している設備を貴市から引き継いで運用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	要求水準書P62の表-29保安巡視業務の注)*1の修正内容は以下のとおり。本業務のうち、機械警備設備による対象施設の監視と異常時対応のみ、警備業法の第一号警備業務に該当する。
566	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)	①		本市が別に発注する工事等に対する業務対応	「本市職員とともに関係者調整会議及び現場立会等を行うこと」とありますが、この調整会議及び現場立会等の過去実績はどの程度あるのか、ご教示ください。	点検、工事及び修繕等について、平均して月に2～3回程度の出席、立会実績となります。夜間洗管作業への立会については、多い年の実績としても年に数回程度です。	平均して月に2～3回程度の出席、立会実績となります。
567	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)			その他技術業務	貴市が実施される点検、工事、修繕及び夜間洗管作業等について、関係者調整会議や現場立会の頻度をお教えください。特に夜間洗管作業への立会い頻度・回数について実績をお教えください。	点検、工事及び修繕等について、平均して月に2～3回程度の出席、立会実績となります。夜間洗管作業への立会については、多い年の実績としても年に数回程度です。	多い年の実績としても年に数回程度の実績です。
568	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)	①		本市が別に発注する工事等に対する業務対応	「本市が別途行う点検、工事、修繕及び夜間洗管作業等について…本市職員とともに関係者調整会議及び現場立会等を行うこと…」と記載されています。本市が別途行う点検、工事、修繕及び夜間洗管作業について、現時点で計画されているものがあればお示しください。また、夜間洗管作業については、直近5年間における実績（場所、時間帯、現場立ち合い人数等）を開示願います。	点検、工事、修繕及び夜間洗管作業について、現時点で計画はありません。夜間洗管作業への立会については、多い年の実績としても年に数回程度です。	多い年の実績としても年に数回程度の実績です。